

～高所作業時のお願い～

倉吉未来中心 舞台技術室

労働安全衛生法の一部改正に伴い、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な箇所での「フルハーネス型墜落制止用器具」の着用が義務化されました。主催者及び舞台技術スタッフの皆様は、以下の通りの対応をお願いいたします。

- ① 2m以上で(作業床を設けることができない)高所作業を行う場合、フルハーネス及びヘルメットの着用を徹底してください。
- ② 高所作業に携わる作業者は、墜落制止用器具を必ずご自身でご用意ください。
- ③ 高所作業に携わる可能性のある方は「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」を受講して下さい。(高所作業にあたり受講確認をする場合があります。修了証をご持参ください。)
- ④ 脚立の天板作業は禁止です。転倒防止のため、1～2名で脚立の補助をしてください。持込みの脚立やイントレ及びレイヤーでの作業においても、落下や転倒などの事故の恐れがありますので、十分ご注意いただきますようお願いいたします。
- ⑤ (主催者の方へのお願い) 舞台技術スタッフを依頼する際に、舞台・照明スタッフなど高所作業の可能性のある方へ、フルハーネス・ヘルメットの着用と器具の持参をご依頼ください。